

## 平成28年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

◆24番（小川利枝子君） おはようございます。

公明党を代表して一般質問いたします。

初めに、台風が猛威を振るった東北、北海道を中心に甚大な被害をもたらしました。被災した皆様に心からお見舞い申し上げます。

先週の金曜日、私ども公明党の布施議員が去る7月に執行された参議院議員通常選挙における取り組みと実績を、この議会の場で確認いたしました。習志野市において選挙権年齢が満18歳に引き下がり、若者の政治に対する思いや考えが公に反映できる最初の選挙で、50%前後の投票率があったことは嬉しい限りでございます。70年ぶりの公職選挙法の改正は、10代の若者の2人のうち1人に選挙を通じて意見を述べさせたのでございます。

次回の市議会議員選挙では、今の中学校や特別支援学校中等部の3年生の一部が選挙権を得ます。私ども市議会議員は彼らの今に対して、彼らの未来に対して、責任のある政策論争をし、希望や勇気を与えられるような活動をしていかなければなりません。私は、そのことを肝に銘じながら習志野市の発展と市民の幸福を願い、早速質問してまいります。

質問の1点目は、まさに若者にとって、習志野市に生まれてよかったのか、習志野市に住んでよかったのかという判断にも直結する、子育て施策についてお尋ねいたします。

約20平方キロメートルの市域に小学校16校、中学校7校、特別支援学校1校がございます。本市は、こども園構想など待機児童の解消に向けた施策も、同類の自治体と比較して決して劣るようなものではございません。母子を始点に成人、高齢者へと切れ目のない保健活動もこれまでの実績に根づいております。まだまだ特色はございますが、前荒木市長はこれらを「子育て日本一」をスローガンに事業展開し、子育て施策の一元化を図るべく、こども部を創設いたしました。かれこれ何年の歳月が流れたのでございましょう。創設当時は先駆的な取り組みであったこども園も当たり前になり、子育て三法の改正で、既存の枠組みが再編されるなど、国からして子育てに関しては大きな変革期を迎えました。

習志野市におきましても、荒木市政から宮本市政にバトンタッチされ、その変革の波を乗り越えてまいりました。しかし、一元化、つまり、どこまでの事業をこども部が所管するのかという課題は、今日まで残されたままになっておりました。市民にとってわかりやすく、市政にとって効率的であるためには、連携ではなく統合も必要であると考えます。

これまで、新庁舎の竣工にあわせて平成29年度当初に子育て施策の一元化に向けた機構改革を実施するとの説明を受けてまいりましたが、あと約半年となった今、具体的なプランと今後のスケジュールはどのようになっているのかお伺いいたします。

質問の2点目は、ひまわり発達相談センターについてでございます。

これまで、施設整備といい、専門職を含む人員といい、今の御時世にあってほかの部署と比較して手厚い措置を講じていただきました。この措置は、本市の相談施策に対する意気込みのあらわれであり、その量に対して文句を言えないことは理解いたしております。利用者からのもっと指導してほしい、相談に乗ってほしいという要望も、専門的かつ身近な相談機関としての評価と期待のあらわれであり、大変喜ばしいことと思っております。

しかし、就学前のお子様の保護者から、指導回数が少なくなった、先生が忙しそうで聞きたいこ

とも遠慮してしまうといった声が聞こえてまいります。

その中でも、月1回になってしまった指導日に子どもの体調不良等で休むと、次回まで2カ月も待たなくてはならないといった声や、高校生の保護者からは、専門性や情報に乏しくてと首をかしげたくなる声を聞くと、正直なところ、私ものがっかりしてしまいます。特に、後者については、先の定例会で高校生等の利用実績が極めて少ない要因であり、事業自体の見直しを要望させていただいたところでございます。

そこで、現在のひまわり発達相談センターの事業内容と実績、そして課題について、どのような自己評価を加えているのかを含めてお伺いいたします。

質問の最後3点目は、債権管理についてお尋ねいたします。

来月の半ばには決算委員会もあり、習志野市の債務状況が明らかになりますが、既に、出納閉鎖期間が過ぎていることから概要を確認させていただきます。

特に本件については、本年3月の定例会において、収入未済の縮減に取り組んでいくとの御答弁をいただいておりますことから、私自身は、市議会議員としてだけではなく、一納税者としても公平公正な対応を期待いたしております。収入未済の縮減が一朝一夕に達成できるものでないことは、私も理解いたしております。

しかし、きちんと収納できていれば、学校が新築できるような金額を目にし、耳にいたしますと、なぜ行政はもっと力を注いでいかないのだろうかとの素朴な疑問に突き当たります。納めない市民に一義的な原因があるのは当然でございましょう。しかし、収入未済として残り、積み上げられてしまうのは、なぜなのでしょう。

そこで、平成27年度の収入未済等の状況と、収入未済の縮減に取り組んでいくとの御答弁に対して、平成27年度は出納閉鎖期間までにどのような特筆すべき取り組みを行ったのかお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日も一般質問よろしくお願ひいたします。

それでは、小川利枝子議員の一般質問に順次お答えしてまいります。全て私からの答弁です。

大きな1点目、子育て施策の一元化について、子育て施策の一元化に向けた機構改革の進捗状況についてお答えいたします。

子ども施策の所管の機構改革につきましては、子どもが健やかに育つ環境の整備を一元的に進めるために、放課後児童会、母子保健、発達支援の業務をこども部の所掌事務に加えることを検討してまいりました。今年度に入りましてからは、機構改革を担当する政策経営部を中心に、来年度当初の機構を見据えた協議を行っているところであります。

この協議において検討されている現時点での方向性について申し上げますと、まず、現在、教育委員会生涯学習部で所管しております放課後児童会につきましては、保育所、幼稚園、こども園などからの子ども支援の一貫性や継続した保護者への就労支援の展開が見込めることから、生涯学習部からこども部への移管の方向で検討を進めているところです。

次に、現在、健康福祉部で所管しております母子保健につきましては、本市が伝統的に進めてきております地区保健活動の中で、地域における母子から高齢者までの老若男女全ての市民の健康課題を解決してきているという観点で、さらに、子育て支援との十分な連携を保ちながら、引

き続き、健康支援課で進める業務として、調整、検討を実施しております。母子保健につきましては、引き続き、健康福祉部健康支援課で進める業務として検討を進めております。

また、現在、健康福祉部の所管であります発達支援につきましては、子どもの成長、発達に関する相談支援に総合的に応じている、ひまわり発達相談センターを明確に全ての子どもの子育て支援施設として位置づけ、市民の子育ての不安や悩みを解消できるよう、移管に向けて検討を進めているところであります。

加えて、平成24年度改正の児童福祉法に児童発達支援が位置づけられておりますので、その実施機関であるあじさい療育支援センターのあり方につきましても、健康福祉部所管の障がい福祉施策全体との兼ね合いも含め検討を進めているところであります。

この機構改革を進めるに当たっては、新庁舎への移転という大きな環境変化も踏まえつつ、こども部の組織、人員体制について、さらに多面的な検討が必要となっております。今後もこれらの検討作業を鋭意進め、来年度以降のこども部のあり方につきましては、本年末までに方向性を取りまとめまいります。

いずれにいたしましても各部間の協議と、あるいは連携というのは、基本的な課題でありますので、市長ともしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、大きな2点目、ひまわり発達相談センターのあり方について、ひまわり発達相談センターの事業内容と実績、課題についてお答えいたします。

ひまわり発達相談センターは、成長や発達に不安や心配のある子どもとその保護者に対し、総合的な相談に応じ、適切な指導、支援を行うことにより、子どもの健やかな成長に資することを目的とした、本市における発達支援の中核施設であります。センターの事業は、いわゆるソーシャルインクルージョンの理念のもと、総合的な相談支援、適切な指導、発達支援にかかわる職員の資質の向上の3点に集約されます。

1点目の総合的な相談支援は、さまざまな専門職が子どもの成長や発達に関する相談に対応し、必要に応じて他の支援機関を御案内するなど、発達支援の入り口としての機能を果たしております。また、子どもの日常生活の場である幼稚園、保育所等への巡回相談の実施や、センター利用者の保護者同士の交流を図り、互いに相談し合える場をつくることにも取り組んでおります。

2点目の適切な指導につきましては、相談内容をベースに必要なに応じて検査を行い、個々の状況に応じた専門職による個別指導やグループ指導を実施しております。また、継続的な支援を行うために、個別支援計画を作成いたしまして、就学時においては、学校に確実に引き継ぎを行っております。

3点目は、発達支援に関する職員の資質の向上であります。幼稚園、保育所、学校など、子どもの支援に携わる全ての職員を対象に、人材育成研修を実施しております。また、この一部を公開講座として広く市民に公開することで、発達障がい等に対する理解の促進も図っております。

開設から5年目を迎えたひまわり発達相談センターは、相談、指導、人材育成という3つの事業を柱とし、本市の子どもと子育てを支える機関として、着実にその役割を果たしております。

しかし一方で、センター利用者の大幅な増加によります課題がございます。また、さきの議会において小川議員から御指摘をいただいております18歳までの継続的な相談支援、特に、就労という大きな節目を迎える子どもと保護者に対する支援につきましても課題であると認識しておりま

す。

ひまわり発達相談センターは、子どもの成長に寄り添い、保護者の思いに寄り添い、目の前の一人一人を支え見守る施設でなければなりません。この最も根本的な目的を忘れることなく、今後も適宜、施設運営を見直し、市民の皆様の期待に応えるよう努めてまいります。

最後に大きな3番目、債権管理について、平成27年度における収入未済等の状況についてお答えいたします。

平成27年度決算における収入未済額につきましては、一般会計、特別会計を合わせまして総額で約29億7,000万円になるものと見込んでおります。前年度に比べ約7,700万円の縮減であります。

主な要因は、個人住民税、固定資産税、国民健康保険料及び市営住宅使用料の各債権で1,000万円を超える収入未済額の縮減が図れたものであります。しかしながら、個々の債権で見ただけの場合、各課での取り組みは進められてはいるものの、結果といたしまして、縮減に至らなかったものもあります。

平成28年度については、債権管理課との連携、協力によります徴収事務のさらなる強化を進めているところであります。具体的には、各課の高額事案等につきまして、債権管理課による折衝状況の確認、合同による臨戸、徴収移管協議など、各課の徴収業務に積極的に関与させているところです。

また、債権管理課におきましては、移管された債権の徴収を図るため、不動産公売を初めとした滞納処分並びに支払督促、訴訟提起などの裁判手続にも取り組んでおります。

今後も、全庁的な債権管理の適正化、市民負担の公平性の確保を図り、収入未済額の縮減に努めてまいります。

なお、納付相談や財産調査などの結果から、生活に窮する状態にあるなど、行政の支援が必要な方につきましては、らいふあっぷ習志野と連携し、生活再建に向けた支援も進めております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

済みません、1点訂正をさせていただきます。

大きな1点目の機構改革のところで、私、機構改革のこども部のあり方につきまして、「本年度末までに方向性を取りまとめまいります」というふうに言いましたが、訂正です。本年末、12月31日までに方向性を取りまとめまいります。おわびして訂正を申し上げます。

◆24番(小川利枝子君) はい。市長、御答弁ありがとうございました。

それでは、順を追いまして再質問させていただきます。

初めに、子育て施策の一元化についてお尋ねいたします。先ほどの繰り返しになりますが、子育て施策の一元化まであと半年でございます。市民のこの周知、そういうこと等も考えますと、子育て施策の一元化、市長の御答弁に、先ほど訂正がございましたとおり、本年末まで、これが限界だと思っております。

そこで、手戻りがないように確認をさせていただきますが、放課後児童会は教育委員会生涯学習部からこども部へ、それから母子保健は健康福祉部のまま、そしてひまわり発達相談センターは健康福祉部からこども部へ、そしてあじさい療育支援センターは現在のところ検討中である、このようによろしいのでしょうか。

はい、それでは再質問に入ります。

子育て施策の一元化については、これまで市長事務局、つまり、こども部をどうするのかという視点ですね。そういうことで御答弁はございました。しかし、子育てであり、子どもの幸福を第一義としてどうするのか、こうした視点が問われております。特に今回は、これまで懸案となっていた放課後児童会を生涯学習部からこども部に移管する、こういう大きな見直しでございます。これまで放課後児童会に、放課後における児童の安全確保の視点から学校の敷地内で実施していましたこともあり、福祉事業でありながらも教育委員会で所管してきた、こうした歴史があると思われまます。ですから、これは本当に大きな見直しであると考えます。この見直しに対して、教育委員会はこれまでどのような議論を重ねて、そして移管に当たっては、どのような見解と、また期待をお持ちなのか、教育長にお伺いいたします。

◎教育長(植松榮人君) はい。このたびの子育て施策の一元化につきましては、今ほど来からありますように、本年末をもって一旦終わりにするというところであります。

そういう中で、教育委員会の放課後児童会についても、このたびで所管がえになるということでありまして、教育委員会でもさまざまな検討をしております。そういう中で、この業務がこども部のほうに移管をされますけれども、やはり移管をしたからもうそれで教育委員会というふうには考えておりません。まず、業務がしっかりと移管できるように、相互に連携を密にして、まずやりたいというふうに思っていますし、移管された後も、やはり学校で行われていますので、しっかりと担当のほうと連携をしながら、子どもたちが健やかに、そして今ありましたように安全に伸び伸びとした放課後児童会が実施できるように、連携をして対応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

正直申しまして、御決意はもう本当によくわかっております。ただ、この経過ですね。今回、放課後児童会が教育委員会からこども部へ移管される。そのままでいいんじゃないのという声もたくさんございます。そうした時代の変化だとか、やはりそういうのをどのように捉えながら教育委員会として、教育委員さん等も中心としながら議論をされてきたのかなという、そういう経過だとか、また、結論に至るまでのそうしたお考えをお聞きしたいと、私は思っておりました。

次に、先ほどの市長答弁にはございませんでしたが、放課後児童会という新たな施設運営を担うこども部の体制ですね。これを確認する意味で既存の保育所、幼稚園、こども園の所管がどのようになるのかお伺いいたします。

◎こども部次長(竹田佳司君) はい。保育所、こども園、幼稚園の所管についてということでお答えをまいります。

平成27年度から、御承知のとおり子ども・子育て支援新制度が施行されております。こうした中で、保育所、こども園、幼稚園は保育の必要量の認定、それから応能負担による保育料設定など、制度の統一化が図られてまいりました。それぞれの施設の所管についてでございますけれども、保育所は厚生労働省管轄で千葉県が認可をし、市が所管をする施設でございます。そして幼稚園は文部科学省管轄で千葉県教育委員会が認可をし、市の教育委員会が所管をする施設でございます。これらの2施設、保育所、幼稚園、この辺はこれまでと変わりはありません。なお、幼稚園の実務という部分で申し上げますと、こども部職員への併任辞令の対応において、これまで同

様子ども部において実施をしてみたいというふうを考えております。

一方、本市が実施しております東習志野こども園、杉の子こども園、袖ヶ浦こども園につきましては、平成27年3月まで、いわゆる平成26年度までは保育所の認可と幼稚園の認可を受けた2つの施設が必要な事項を整えることによりまして、幼保連携型認定こども園としての認定を受け、一つの施設のように運営をしている施設でございました。いわゆる二枚看板という状況でございました。

しかしながら、平成27年度新制度施行によりまして、内閣府が所管をし、千葉県認可により市が所管をする単一の施設ということになってまいりました。

なお、新制度における幼保連携型認定こども園、こちらは児童福祉法の保育所と教育基本法の学校という両面をあわせ持つ施設でございますので、したがって、市が所管する施設ではございますけれども、教育内容につきましては、教育委員会がこれまで同様、これに関与しなくてはならないと定められておりますので、これまでどおり教育委員会との連携によりまして、教育の質の担保を図ってまいりたい。このように考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

ただいまの答弁を要約いたしますと、教育委員会との連携のもと、現行どおりであったと、このように思います。現行どおりの選択は、今までの実績によるものと推察いたしますが、子ども部と教育委員会が連携強化を図る、このことが何度も何度も御答弁に、これまでであったと思います。

先ほども、教育長のほうから御答弁いただきました。ぜひ実行していただきたいと切に願っておるところではございます。しかし、率直に申し上げさせていただきますと、これだけの大きな見直しである、そういうことにもかかわらず、どうも私には、この移管ですね、これが移管ありきという形と申しましょうか、どうしても教育委員会の姿というものが見えないというのが正直な気持ちでございます。それで先ほど、教育長にまず最初に御答弁求めたわけでございます。ぜひ、子ども部と教育委員会が連携を強化すると、そういうことで御決意をいただいておりますので、移管後、一層の充実、本当に期待を皆さんしております。ぜひ、この半年間しっかりと連携、議論をしていただきながらお願いしたい。このように思っております。

次に、移管の対象となっている放課後児童会について、教育委員会では、子ども部との連携体制の構築をどのように考えているのか、今の私の要望と重なると思いますが、その辺について伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。御質問にお答えさせていただきます。

先ほど来から出ておりますけれども、これまでの本市の放課後児童会におきましては、児童の安全確保と利便性の向上を図ることを目的に、学校の施設内または敷地内で事業を行っているところでございます。この運営に当たりましてですけれども、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境が整えられるように、学校とも十分な連携を図る中で対応しているところでございます。

この放課後児童会業務をいかなる部署が担うことになったとしても、引き続き、保護者が安心して子どもを預け、また、子育てと仕事とを両立できるように、安全面に配慮した環境の整備を図る必要があります。

また、子どもの発達段階に応じた遊びや生活が可能となりますように、子どもの実態を捉えて、

支援に、私ども努めていかなければならないということでございます。

このようなことから、業務移管後も学校を含めた関係機関で定期的に協議の場を設けるなど、さらなる連携体制を構築していかなければならないと考えているところでございます。

また、この具体的な運営方法等につきましてですけれども、移管後の業務に支障の来すことがないように、今後速やかに検討を進めてまいります。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

ぜひ、御答弁にもございました、子ども・子育てという視点で、子どもを中心にこのように捉えた連携体制の構築をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

次に、母子保健について確認させていただきます。

母子保健を移管しない。このように結論づけたことは、先ほど確認させていただきました。では、移管しないことのメリットとデメリットですね。そしてそのデメリットをどのように補完していくのかお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。

初めに、現状のとおり母子保健業務を健康福祉部で所管していく。このことに関するメリットという御質問でございます。これにお答えをさせていただきます。

本市におきましては、母子保健業務を地区保健活動の一環としてしばらくずっと、従来より実施をしてまいりました。地区保健活動と申しますのは、母子保健、成人保健、高齢者保健とそれぞれ対象の世帯ごとに支援するものではございませんで、保健指導の専門職がその能力を最大限に発揮し、地区あるいは地域を単位として、母子から高齢者まで切れ目ない支援を行い、個人あるいは家族の健康課題を地域全体の健康課題につなげる、そして、地域全体の健康づくりを底上げしていく、このようなものでございます。

一例を申し上げますと、本市の健康課題の一つとして、20歳代から40歳代まで女性の特有のがんが増加している。一方で、これにかかわらず乳がんの検診、子宮がん検診等の受診率が低いと、このような課題がございます。この課題に対応するために、乳がんあるいは子宮がんの啓発をするパンフレット等を作成し、4カ月児の健康相談、あるいは10カ月児の健康相談等に来所される母子、お母様方に健康教育をする等、これを地区全体の保健活動につなげていると、このようなものが挙げられます。

次に、現状どおりの組織体系におけるデメリットということでございますが、現在のこども部の業務と、それから母子保健業務、この2つの関係性を見たときに、児童虐待の未然防止に係る連携、これが非常に重要であると考えております。現在におきましても、母子健康手帳の交付に際しましては、妊婦や乳幼児を持つ母親等と、私ども健康福祉部の保健師が個別に面接をし、その後も節目ごとの健康相談、健康診査等において虐待のリスクを発見した場合は、児童虐待の防止を所管するこども部に速やかに情報伝達し、連携を図っているところでございます。

以上のようなことから、こども部との適切な連携をこれまでどおりしっかりと図りながら、母子から高齢者まで、地区あるいは地域の特性に応じた保健活動を行い、健康なまちづくりを推進していく、これがふさわしい体制であると考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

ただいまのこの説明を伺いまして、よく理解できました。習志野市の保健活動の歴史と照らし合

わせてみますと、当面は、今のままでよいのかなと私も判断いたします。児童虐待また貧困、そうした昨今の子どもたちを取り巻く問題は、複雑そして深刻化しております。関係諸機関との連携強化によって、デメリットを払拭していただきたい。そして、かえってメリットすら感じられる、そういう対応を期待いたします。よろしくお願いいたします。

これまでは、個別の案件について再質問してまいりました。いま一度、総括的な視点から、このたびの機構改革を円滑に進めるために、組織体制、これをどのように考えているのかお伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。今、小川議員のほうからこども部の機構改革につきまして御質問いただいているところでございますけれども、私ども今答弁させていただいておりますのは、今現在での検討状況ということで、御答弁をさせていただいております。市長答弁にございましたように、本年末までには方向性を取りまとめて、議員の皆様へ御説明できるよう取り組んでおりますので、今現在の検討状況ということでよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、御質問の組織体制につきまして御答弁申し上げます。

今回のこども部の機構改革につきましては、子育て施策を一元的に推進することを目的として、実施をしようとしているところでございますが、この目的を実現するためには、移管をする業務を円滑かつ効果的に遂行することが可能な組織、人員体制を整えることが肝要であるというように認識しております。現在こども部は、3課8系の体制をとっておりますけれども、保育所等の施設を多く抱えておりますことから、部の職員数は現状におきましても庁内の部で最大でありまして、ここにさらに、現在他部で所掌しております業務を受け入れて遂行していくためには、業務統合や係の組織体制の見直し等を含めた対応を、きめ細かくしていかなければならないというふうに考えております。

こども部の所掌事務は、これまでも御議論いただいておりますように、市長部局、教育委員会事務局のさまざまな部署と密接な連携が必要であり、幾つかの業務をこども部に移管した後においては、さらに連携体制を強化することが求められます。

来年度機構改革に当たりましては、これらのことを踏まえまして、こども部組織の意思疎通が十分に図られ、スムーズな意思決定がなされるとともに、機構改革の共通の目的のもとに、関係各部署との連携がしっかり保てるよう、体制を整える庁内協議を進めてまいります。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

ただいまの御答弁を伺っておりまして、やはりキーポイントは連携、部長から出てくる言葉も連携であると受けとめました。市長事務局、そして教育委員会の連携、本当に重要であると思っております。御答弁にもございましたけれども、機構改革の共通目的、これをしっかりと共有していただきながら、協議を重ねて取り組み、そして、本年末にはぜひ、よい答えがいただけるものと期待して待っております。よろしくお願いいたします。

組織につきましては、大分明らかになりましたので、ここで人材について視点を移します。私は常日ごろから人の重要性というものを強調してまいりました。どんなに立派な組織構築をしたとしても、やはりまた、マニュアルを積み重ねたとしても、対応するのは人でございます。ですから、機構改革後の組織が円滑に機能するためにも、人員体制こういうものは大変重要な要素になると考えております。今回は大きな視点からお伺いはいたしません、以前にも御提案させていただきました



人材交流をですね、今回、学校との連携というものが大変大きなものになっております。そこで、具体的には、子育て施策部門への学校教員の配置ですね、どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。ただいま御質問いただきました、子育て施策部門への学校教員の配置についてお答えさせていただきます。

まず、現状を申し上げますと、こども部では学校教員の配置といたしまして、幼稚園教諭を教育委員会と市長事務部局の併任という形で配置をしているところでございます。

また、放課後児童会を所管いたします青少年課では、放課後児童会相談員として、小学校、中学校におきまして校長職の経験のあります一般職非常勤職員、これを実人数で2名を配置しているところでございます。この放課後児童会の相談員の主な業務でございますけれども、各児童会を巡回いたしますして、保育状況の確認、または指導員への指導や相談に応じるほか、各学校との調整、協議を担当していただいております。機構改革によりまして、平成29年度から放課後児童会がこども部に移管するに当たりましては、事業がこれまでと同様に遂行されるためにも、またさらには、こども部が所管いたします業務全般におけます学校教育との貴重なパイプ役というふうにも期待しておりますことから、教職員の経験があります人材を今後とも活用してまいりたいと、このように考えております。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

大変前向きな御答弁をいただけたものと受けとめたいと思います。先生の教員の資格、資格は大変重要です。またそして、そこに経験、本当に経験は貴重な宝でございます。子育てに迷う家庭にとって、先生と呼ばれる方は安心感を覚える存在であると思っております。そして、ただいまの答弁にもございましたように、こども部の中で教育との力強いパイプ役として、やはり心を尽くして担っていただける、こうした交流、このようなものをぜひ実現していただきたいと思っております。ぜひ、積極的に検討していただけますよう要望させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て施策の一元化に関する最後の質問となりますが、これまでの答弁を総括いたしますと、組織や事業が整理されれば、こども部におきましては、子育て施策、子育て支援のワンストップサービスが実現するのではとの期待、そういうものが高まってまいります。今回の機構改革は、そうした期待にお応えできる、応えるものなのか確認をいたします。

◎こども部次長(竹田佳司君) はい。子育て支援に関するワンストップサービスということについてお答えをいたします。

こども部は子ども・子育て支援の充実を図るために平成16年度創設以来、関係部署との綿密な連携のもと、子育て支援施策を推進してきたところでございます。しかし現在、社会のほうは複雑化を増し、子育ての困難さというものがより深刻化しておりまして、時には子どもの命にかかわるような事態にもなりかねないというような状況でございます。

こうした状況の中で、これからの子育て支援というものにつきましては、これまでの親切、丁寧な支援に加えまして、迅速かつ的確で多様な支援が必要になるというふうを考えているところでございます。このような支援をするためにも、議員御指摘のとおり、子育て支援のワンストップサービス、いわゆる支援の一元化の必要性というものについて十分認識をしているところでございます。

現在検討しております機構改革によりまして、健康福祉部所管のひまわり発達相談センター及

び教育委員会所管の放課後児童会等が、平成29年度にこども部に移管されることを、こども部としてはしっかり受けとめ、現在、こども部における事業との効果的なつながりというものが図れるよう、体制を検討しているところでございます。

また、それぞれの事業を所管しておりました健康福祉部、教育委員会との連携、協力関係につきましては、議員御指摘のとおり、さらに強化をしなければならないというふうに考えております。

今回、機構改革によりまして、こども部が子ども・子育て支援施策を総合的に担う部として、市民の立場に立った施策運営に今後も邁進してまいりたいと考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

今、御答弁いただきまして、はい、期待いたしますとその一言でございます。ぜひ、全ての市民が安心な子育て環境の整備へ、御答弁どおりに今後も邁進していただきたいと思っております。

また、要望でございますが、来年度実施後は、御答弁にもございました、こども部、子ども・子育て支援施策を総合的に担う部であると、そうしたことを市民に向けて積極的にアピールしていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

この問題については終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、ひまわり発達相談センターに関する再質問に移らせていただきます。

事業内容、実績、課題のいずれも職員や保護者から聞く声のとおりでございました。センターは期待されて立ち上がった施設でございます。ですから利用者の大幅な増加、これは当然予想されていたはずではないのかと思っております。

先ほど紹介いたしました事例や、そして市長答弁にございましたような課題は、創設まだ10年にも満たない時期に発生している。そして、解決できないということは、正直な思いとして、何をやっているのかと、本当に厳しく言わせていただきますが、どうしちゃったのという本当に疑問が募ってまいりますし、一番は本当に私は残念で、涙が出るほど、お母様方のお声を聞いていると、残念でなりません。それには、本来の事業に影響を及ぼすような負担があるのではないかと考えてまいります。

そこで、相談や指導以外にどのような事業があるのかお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。ひまわり発達相談センターが発達支援にかかわる関係部署であります教育委員会、こども部、これらと連携をいたしまして発達支援施策を推進するため、発達支援サポートネットワーク会議という会議を運営しております。

また、このほかに、学識経験者あるいは障がい者団体の代表、市民等で構成されました市民協働による発達支援施策の総合的な推進を図るため、市民協働こども発達支援推進協議会、このような組織もあわせて運営をしているところでございます。

現在、これらの会議の主たるテーマになっておりますのは、本市の発達支援施策の質の向上を図るため、国の政策評価等にも現在取り入れられております、いわゆるプログラム評価、このような手法を導入し、本市の発達支援施策の検証を行っているところであります。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

では、ただいま挙げられたこの2つの事業ですね、会議体と申しましょうか、この今後について、どのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。ひまわり発達相談センターの一つの特徴でございますが、数多くの専門職による相談、それから指導、これであるというふうに申し上げます。このような専門性あるいは、ひまわり発達相談センターが専門機関として必要とされるためには、利用者の声だけではなく、社会状況等を踏まえた潜在的な発達支援のニーズをしっかりと捉えていく必要があると、このように考えております。

したがって、先ほど述べました2つの会議体でございますが、これらは発達支援施策を総合的に進めていく、施策全体の質の向上を目指す、そして専門性を生かしたニーズに応じた支援を提供していく。これらの目的を達成するために必要な組織体であるというふうに考えております。

一方、施策の評価、あるいはこの2つの会議の運営、これまで相当の事務量の負担をしてまいりました。ひまわり発達相談センターは、市長答弁にもございましたとおり、子どもと保護者に寄り添い、専門職による適切な相談、指導、これらを提供することがまず第一の使命でございますので、これらを堅持するためにも、会議の運営、あるいは会議の内容等については見直しに取り組んでまいりたいと思っております。

また、本市の発達支援施策全体の向上につきましては、ひまわり発達相談センターだけではございませんで、子どもの日常生活の場における支援、こちらの充実が欠かせないものと考えております。

現在行っております保育所、幼稚園等への巡回相談、あるいは訪問指導における、可能な限りの子どもの日常生活の場での支援、これが充実するよう今後も努めてまいります。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

ただいまの健康福祉部長の答弁からは、必要である、しかし、この事務量は相当で、見直しに取り組むと、要するに、職員の負担になっていることは確かであると、そのように理解いたしました。

ひまわり発達相談センターは、答弁にもございましたとおり、子どもと保護者にまず寄り添う、そして専門職による適切な相談、指導を提供することが第一の使命である。市長はこの必要な人材の確保に本当に一生懸命努められております。しかしながら、センターの状況はどうかと。会議、会議、本当に、昨年傍聴させていただきました市民協働こども発達支援推進協議会、ここで委員の方々から人材育成、この3つの柱のうちの人材育成、その研修会を年間一度も開催してこなかったということ指摘されている。こうした実態を私も目の当たりにして、相談、指導、人材育成という3本柱、これはどうなってしまったのか、また今後、本当にどうなっていくのかと、不安が本当に募ってまいります。

センターには、誠実で本当に温かくて一生懸命な専門職がそろっております。それなのに、私、もったいないなと思っているんですね。専門職というアイテムをもっと有効に活用して、必要とする市民に還元すべきではないのかなと、常々、本当に最近特に、感じているところでございます。

そこで、以前より充実を求められていた訪問指導、そして保護者支援の実績について確認させていただきます。訪問指導、保護者支援これをあわせてお願いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。ひまわり発達相談センターが行っております訪問指導につきましては、就学前児童においては巡回相談、就学後においては学校の訪問がございまして。巡回相談につきましては、市内の公立、私立の幼稚園、保育所等へ専門職が向かい、成長や発達に課題のある乳幼児の対応について、ふだんの状況を観察して、保育に当たる

職員あるいは保護者に助言等を行っているところでございます。

この巡回相談の昨年度の実績といたしましては、33の施設に合計123回指導を実施しております。就学後の児童でございますが、これにつきましては学校訪問等を行っております。保護者から御相談を受け、必要に応じて検査を行い、保護者の同意のもとで授業の様子を観察したり、発達検査の結果をもとに学校で行える対応について、担任の先生とお話し合いをしたり、あるいは安心した集団生活を送れるよう支援をしているところでございます。学校訪問の昨年度の実績といたしましては、小中学校合わせて合計39回の実施をしております。

またもう一点、保護者の支援についてでございますが、センターを利用される保護者の皆様は、子どもの発達についてさまざまな不安を抱えております。職員が十分にこれら保護者の不安を受けとめるとともに、保護者同士がともにつながって支える関係が生まれる、このような環境も必要だと考えております。平成26年度からになります。この保護者の仲間づくり、こういった事業にも取り組んでおります。各年度ごとの実施状況を申し上げますと、平成26年度におきましては開催が2回、参加された保護者の皆様は延べ人数、実人数ともに12名、平成27年度におきましては全3回、参加人数は実人数で16名、延べで21名でございます。そして今年度、平成28年度でございますが、全体では5回を予定しております。既に2回を終了しておりますが、この参加人数は実人数で19名、延べ21名の保護者の方に御参加をいただいているところでございます。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

あれだけの組織と職員配置をしているわけですね。その中であって、この実績をどのように受けとめているのか、また本当にニーズに対応できているとお考えなのか、そういう疑問と申しませんか、もたげてまいります。

特に、学校の訪問指導について、これは本当にニーズが高いです。もっともっと児童・生徒の困り感に、現場の先生方とともにやはり寄り添ってさしあげることはできないのかと思っております。先ほどの部長答弁に、可能な限り寄与できるよう努めると、このようにございました。この可能な限りの幅をやはりもっともっと広げる必要、これがございませんでしょうか。子どもは日々成長してまいります。成長しております。ぜひ、負担であると、本来の事業にすべく、負担であると感じている事業があるのであれば、センターのこの第一の使命、それを達成するためにも、早急に腰を上げていただきたい、このことを強く要望いたします。

そこで、前回の定例会でも確認させていただきました高校生相談受け入れについて伺わせていただきます。

私はこれまで、一貫して見直しを主張してまいりました。本当に支援できるのかどうか、本当に心配でございます。いま一度、現状についてお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。繰り返しになりますが、ひまわり発達相談センターにおきましては、心理判定員、理学療法士、作業療法士、そしてケースワーカー等の専門職を配置し、御指摘のとおり18歳までの相談に応じる施設としております。これに対応するために、障害福祉サービス事業所、あるいは障がい者雇用を行う一般企業等との意見交換、あるいは思春期、青年期のメンタルヘルスや就労に向けた取り組み、これらの研修が各地で開催されておりますので、職員はこれに参加をし、引き続き、知識の習得に努めてまいりたいと思っております。

しかしながら、御指摘にもございました、大きな人の成長に伴う節目であります就労、職につくという部分の課題に関しましては、就労支援サービス等に関する知識、関係機関との連携、これらは残念ながら不足しているとこのように認識をしております。

現在、就労を含めた高校生の相談に関する連携がしっかりとできますよう、関係機関からさまざまな情報を収集し、その対応を検討しているところでございます。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

やはり思うように進められていないと理解いたします。

では、御答弁にございました就労も含めた高校生の相談に関する連携ができるように、今、情報収集を行っているということでございましたが、この連携については、どのような状況であるのかお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。高校生の相談に関する連携についてお答えいたします。

現在では、学校教育部の指導課、そして総合教育センター、これらとの会議を年に6回定期的実施をしております。乳幼児期から学齢期への支援の移行、及び小中学校における支援に関する情報の共有がこの会議の中心となっているところでございます。

したがって、現状におきましては、進学あるいは就職というような大きな岐路を迎える高校生の相談に対する情報の共有は十分ではございません。今後も教育委員会初め、関係機関と連携し、これらの情報の共有にしっかりと努めてまいりたいと思っております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

答弁にございました、「十分ではない」、この一言に尽きると思います。何度も繰り返しますが、子どもは日々成長しております。御自分たちで18歳までやるといったことがやはり十分でないという理由で、停滞し続けていれば、本当に保護者の不信感につながってまいります。仮にいつまで待てば十分になるとお考えなのかと聞きたいところでございますが、職員の資質の向上、つまり知識や経験の獲得、これは容易ではございません。しかし、連携による弱点の補強、これは習志野市の組織や人材を見渡していただいて、そして積極的に求めていくことで連携は構築できるのではないかと私は考えます。

そこで、ひまわり発達相談センターの最後の再質問となりますが、利用者が望む施設となっているのか、また、利用者が望む施設になるためには何が必要とお考えになっているのかお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。これまで御指摘ございましたとおり、ひまわり発達相談センターの運営につきましては、開所から5年を迎え、さまざまな課題があり、引き続き、見直しをしていく必要があると認識しております。本市の発達支援は、センター利用者の大幅な増加という背景も踏まえ、子どもの生活により近い場所での支援、これを広げることが必要であり、これは子どもや保護者にとっても望まれる環境であると認識しております。ひまわり発達相談センターが本市の発達支援の中核施設であることは、これは変わりません。

子どもは成長に伴いまして、生活の場が移ってまいります。したがって、これらさまざまな子どもの生活の中心となる関係部署、こういったところとしっかりと連携、調整ができる、ある意味、その人材としてはリーダーシップを十分に発揮できる、こういった人材の育成が非常に重要であろうと、このように考えております。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

私がなぜこんなに唾を吐くような思いで、発達障がいの問題を毎回毎回取り上げてきたのか、それはやはり時代の変化というものをしっかりとキャッチしていく必要が、行政としてあると思います。今、国民のおよそ10人に1人は発達障がいであると言われております。

10年前公明党が本当に主導して先法が施行いたしました。その当初、発達障がいは子どもの問題とみなされがちでございました。しかし、児童虐待、いじめ、貧困、ニートそしてアルコールなどの依存症、ごみ屋敷、孤独死、そして犯罪に巻き込まれたりなど、こうしたことが発達障がいに関係していると見ることで、解決の糸口につながる場合もあるんだと、今、指摘がされております。ですから、実は全世代的な問題なんですね。

本当に困っている人は、むしろ育ってくる過程で発達障がいという概念がなく、子どもの時期を見過ごされて育ってきた今の45歳以上の方々だと、このようにも指摘されております。私も本当に40代、50代の習志野市のそういう方々をたくさん今見てきております。本当に厳しい状況でございます。発達障がいの問題は、市民の一生を左右する問題でございます。生涯に何らかの影響を及ぼしかねない、本市の最重要施策であると私は考えております。

だからこそ、子どもたちの今に対して、彼らの未来に対して、行政は責任を持って取り組む必要があると私は考えますが、市長いかがでしょうか。私は、その覚悟で、本当に今日まで保護者の皆様と手を携えて活動してまいりました。いや、活動というより戦ってまいりました。

ひまわり発達相談センターは、さまざまな職種の専門職がチームを組み合わせながら、あるいは相互の連携を図りながら、多いときは1人で1日に連続して5ケースもの指導時間をとりながら、日々奮闘してくださっている、こういう本当に実態も私は認識しております。

しかし、この現状の課題を打開するためには、センターの事業の見直し、これは本当に不可欠でございます。また、さらには、保育所や幼稚園、こども園、そして学校の教職員が子どもたちにきちんと向き合い、保護者の気持ちを酌み取り、子どもの発達支援のスキルをしっかりと身につけることによって、それぞれの子どもたちが日常を過ごしている場所で必要な療育、教育を受けることができるようになることが必要不可欠であると考えます。

ですから、今回のこの機構改革によって、センターの指導、相談、研修、本当にこの研修は習志野市にとって人材育成の大事な場であると、それが一回も行われていなかったという、やはりそういう実態をしっかりと見詰めていただきたいと、向き合っていただきたいと思っております。

この3本柱の充実、これが現場を担う保育所、学校等の教育、教職員に、さらに伝わり、そして共有化されて子どもにかかわるもの全体として、スキルアップしていただきたい。

ひまわり発達相談センターは、本市の中核施設であると、このように申しておりました。ぜひ、その御答弁どおりにしっかりとお願いしたいと思っております。

また、ただいま部長からも御答弁ございました。私は、そのためには発達支援全体を調整できる職員、この配置をしていただかなくては、もう絶対無理だと思っております。そして、この育成も大事でございます。ぜひそして、保護者が望む施設を目指していただきたい。このように強く強く要望し、この問題は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

時間が……、最後に、債権管理について再質問させていただきます。

先ほどの市長答弁で平成27年度の収入未済の状況は理解いたしました。

昨年度と比較して、約7,700万円の収入未済額の縮減が図れたことは、本当に取り組みに成果があったものと、私も受けとめております。少しずつでも、本当に縮減されている状況を伺い、感謝申し上げます。しかしながら、この収入未済額はまだ29億7,000万円ある。これが現状でございます。そこで、市税及び国民健康保険料等の収入未済とその原因についてお伺いいたします。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。御質問にお答えさせていただきます。

平成27年度決算における収入未済額は、市税合計が約16億2,900万円、保険料合計が約10億6,900万円、市税と保険料合わせた額は約26億9,800万円と見込んでおり、前年度決算額と比較して約8,400万円の縮減となっております。

収入未済が発生する原因といたしましては、納税相談等で聞き取る内容を整理いたしますと、主に、収入の減少による生活困窮等を理由として支払いが困難になったとの申し出が多い状況でございます。また、一部では、納付意識の希薄化も見られ、確実に収納するために自主的な納付を促すところから取り組んでいる状況でございます。また、滞納者とやりとりを重ねて納付が可能と思われる方につきましては、納付の誓約をとり、その履行を管理することで、収入未済の縮減を進めることが重要であると考えております。

しかしながら、徴収担当者により繰り返し臨戸訪問を行ったり、差し押さえ処分の警告を行うなど、何度も折衝を重ねる努力をしたにもかかわらず、会うことを拒否されたり、なかなか会えない方々もいらっしゃるの、そうした方々に対して公平な負担を求め、どのように対応していくのかが一つの課題であると認識しております。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

行政に対して納税している市民が嫌うのは、やはり、答弁にもございましたとおり、公平な負担が守られない、守られていないということでございます。しかしながら、当局といたしましても、そこは課題であるとの認識をお持ちであれば、やるべきことははっきりしていると思います。そこで、行政の手が届かず、未折衝により不納欠損となったものを含め、平成27年度の不納欠損の状況についてお伺いいたします。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。御質問にお答えいたします。平成27年度決算における不納欠損の内容は、市税が約8,200万円、保険料が約1億1,000万円と見込んでおります。市税及び保険料の不納欠損は、法令の定めに基づき、債権を消滅する会計上の処理でございます。不納欠損に至った原因といたしましては、生活困窮が全体の約46%で最も多く、次いで、約25%の居所等の不明、そして約15%の経営不振によるものでございます。このうち、滞納者の居所等が不明の場合には、結果的に未折衝となる場合がございます。しかしながら、不納欠損に至るまでには、市税及び保険料の場合、滞納者に対して督促状や催告書等の文書による納付勧奨、コールセンターからの電話催告、さらには、臨戸訪問を行い、常に折衝できるように努力しております。そのため、徴収担当者は、限られた職員数の中で不納欠損を回避するために日々奮闘しておりますけれども、窓口対応を初めとする内勤事務、調査業務に加えて、外勤訪問のための時間の確保が困難になっている状況がございます。

未収債権の収納対策といたしましては、このような点を克服し、可能な限り、全ての滞納者と直接お会いして、折衝できるような体制の構築が必要であると考えております。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

未折衝というものは、納税している市民からすれば、行政の怠慢であるとの、罵声があってもおかしくない事態であると、私は考えます。これまでの協働経済部長の人が足りない、時間がない中で、どのように対応していけばよいのか、四苦八苦しながらも日々奮闘している、職員の姿がかいま見られたような思いでございます。どこの部署でも、同様なことが言えるのでしょうか、しかし、この厳しい財政状況、これにより、税收確保がますます重要となっております。収入未済の縮減はそう考えると、本市の最重要課題であるのではないかと、受けとめていかねばならないのではないかと私は考えます。

本市の未収債権のほとんどが、税制課所管でございます。もし、そうした人が足りない、時間がない、そうしたことに原因があるのであれば、もっと詳細に検証して、全庁的な枠組みの中で、検討、人員の確保であったり、いろんな部分で行う必要があるのではないのでしょうか。できるだけやるというのではなくて、やはり、やるべきことは万難を排してやる、こういう姿勢で、私は取り組んでいただきたいと強く思います。

次に、人員が容易に確保できる御時世ではないと、それもわかっていながら、理解しながら、今、申し述べさせていただいているわけですが、ならば、与えられた条件で効率よくこなす工夫も必要ではないかと思えます。その調整役を担っているのが債権管理課であると理解いたします。そこで、収入未済額の縮減に向けては、各部署の取り組みも必要であることから、全庁的な取り組み状況について伺いいたします。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。御質問にお答えいたします。収入未済額の縮減に向けた全庁的な取り組みといたしましては、未収債権を有する各課の課長を委員とした債権管理連絡会議において、各課での取り組みや課題等を協議し、徴収に係る情報の共有を図り、徴収業務の推進と滞納発生の防止に努めております。

各課におきましては、所属長の進行管理のもと、文書、電話、臨戸訪問等による催告に取り組んでいるところであり、特に、市営住宅使用料、し尿処理手数料、及び幼稚園保育料につきましては、継続して収入未済額の縮減が図られております。

また、収入未済額を縮減していくためには、現年度分の徴収業務が重要であり、平成27年度において養護老人ホーム入所者負担金、市営住宅駐車場使用料、及び水洗便所改造資金貸付金償還金で完全収納を達成しております。

しかしながら、収入未済額の縮減に至らなかった債権もありますので、全債権で縮減が図れるよう、債権管理課を中心とした徴収強化に今後も努めてまいります。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

御答弁を伺っております、ここ数年間で軌道に乗せてきた課がふえてきていること、これは本当に御努力の賜物であると受けとめております。特に、この市営住宅ですね、本当に評価に値すると思っております。全部でたしか十五、六課、40債権でしたと思います。ぜひ、この全債権で縮減が図れますようお願いいたします。

ではここで、債権管理課について、いま一度確認させていただきます。

債権管理課では、各部署より移管された債権の徴収、及び各課への徴収事務支援等の業務を行っているとのことですが、その役割と平成27年度の実績について伺いいたします。



◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。御質問にお答えさせていただきます。

債権管理課の役割といたしましては、移管された困難事案の徴収及び各課が行っている徴収にかかる事務支援により、収入未済額の縮減並びに収納率を向上させることであります。

平成27年度における各課への徴収事務支援については、分割納付の不履行者、自主納付及び納付相談に応じないものなど延べ件数で54事案にかかる合同臨戸訪問を26回、7事案にかかる合同窓口折衝を11回実施し、約460万円の納付に結びついたところであります。

今後につきましては、合同臨戸訪問及び合同折衝を引き続き実施していくとともに、先ほど、市長より答弁させていただきましたように、各課の高額事案等について折衝状況の確認を行うなど、事案の解消に向け支援の強化を進めているところであります。

次に、債権管理課における平成27年度の徴収実績であります。1億3,800万円の徴収移管額のうち、13.4%に当たる1,850万円を徴収いたしました。また、納付折衝、財産調査を実施した中で、生活困窮等により納付が見込めない2,430万円を執行停止といたしました。なお、インターネットを活用した、不動産公売を1件実施いたしましたが、入札者はなく今年度に再度実施する予定となっております。

一方、平成27年度の出納整理期間における取り組みにつきましては、過年度、現年度を含め、分納誓約書を交わした約700人の納付履行状況を改めて確認し、不履行者への電話催告を行うとともに、5月の休日及び時間外の納付相談の実施にあわせ、休日等における電話催告を行いました。これら未納者への電話催告に努めたことにより、前年度と比較して、現年度分で約4,000万円の収入未済額の縮減が図れたところでございます。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

実績は理解いたしました。しかし、期待しておりましたこの出納閉鎖期間の取り組みについては、特筆すべきことがなく、もっと意識を持って工夫を加えて取り組む必要があるのではないかと考えております。要望しておきます。

本日最後の質問となりますが、徴収業務の人が大事でありますことから、体制や人材などの充実をどのように考えているのかお伺いいたします。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。御質問にお答えさせていただきます。

健全な行財政運営、住民サービスの提供などを進めていく上で、徴収業務は財源確保という面から大変重要であると認識しております。また、徴収職員は、徴収に係る知識に加え、制度や法令等の知識、実務経験が必要とされるものと考えてもおります。そのような考えのもと、庁内、庁外の研修等により知識及び実務能力の向上を図った中で、業務に取り組んでいるところでございます。

各課の徴収体制につきましては、滞納事案の件数や他の業務と並行して徴収業務を行わなければならないなど、人的、時間的な面での課題もあるものと考えております。

しかしながら、全庁的な観点から職員配置されているところでございますので、徴収業務の推進に向けては、徴収体制の確認も含めまして債権管理課による指導、助言、折衝状況の確認など、積極的な徴収事務支援により取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

収納率ははっきりとこの数字であらわれます。数字を意識して取り組みを進め、やはりこのチー

ムをまとめて成果を出せる、そうしたリーダーシップを持つ人材が進行管理に専念して注力できることが不可欠であると、このような指摘もされております。私は全くそのとおりだと痛感いたします。これまでの御答弁から、債権管理課が中心となって積極的に取り組んでいくというのであれば、債権管理課を頂点にした組織がもっと機能的に動く仕組みの確立もあわせて目指すべきではないかと私は思います。

厳しい財政状況により、税込確保がますます重要となっております。今後の人の充実は必要不可欠である、これは強く申し上げておきます。ぜひ、徴収業務というのは、マニュアルどおりにはいりません。労苦を知る経験にはかないません。人は人の中で育つと申します。ぜひ、この税制課を初め債権にかかわる部署におかれましては、やるべきことはやると、まずはその言葉が出ることを期待いたします。

課題につきましては理解いたしましたので、ぜひ、応援したくなるような、やる気を前面に出して、頑張ってくださいたいと思っております。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。